

令5山スポ協第255号
令和5年(2023年)12月8日

関係競技団体 御中

公益財団法人山口県スポーツ協会
会長 村岡 嗣政

令和6年度山口県中学校体育連盟主催大会への大会参加（I期申請）について（依頼）

平素から、国民体育大会をはじめ、本県スポーツの振興に格別の御理解と御支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、山口県中学校体育連盟より令和6年度山口県中学校体育連盟主催大会への参加についてI期の対象大会、申請、承認までの流れ等が別添のとおり示されたのでお知らせします。

つきましては、関係競技団体の皆様におかれましては、加盟するクラブチーム等に対して周知いただくようお願いします。

なお、下記の①～⑦の資料は、山口県中学校体育連盟のホームページに掲載されています。また、本件に係る御質問がありましたら、中学校体育連盟若しくは下記担当まで御連絡ください。

○ 送付資料

- ①令和6年度I期地域スポーツ団体宛依頼文（写）
- ②地域スポーツ団体等の参加資格特例について（11.27）
- ③令和6年度I期申請書（様式一式）
- ④参加承諾までの流れ
- ⑤実施までの流れ
- ⑥令和6年度地域クラブ活動参加特例各競技部細則（夏季16競技）
- ⑦令和6年度テニス専門部細則（決定版）

公益財団法人山口県スポーツ協会
スポーツ推進班 担当：南部
TEL:083-933-2435 FAX:083-933-2439
e-mail: nanbu.satoshi@pref.yamaguchi.lg.jp



山県中体第129号
令和5(2023)年11月27日

山口県観光スポーツ文化部 スポーツ推進課
課長 伊藤 啓一郎 様

山口県中学校体育連盟
会長 松野下 真
(公印省略)

令和6年度山口県中学校体育連盟主催大会への大会参加（I期申請）について（依頼）

晩秋の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から、本連盟に対しまして、格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度の地域スポーツ団体等の大会参加について、下記の通り決定しましたので、各市町スポーツ部局及び各市町体育協会に周知していただきますようお願いいたします。

記

1 大会参加について

- ・地域スポーツ団体等の参加資格は、「山口県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等の参加資格について」の通りとし、条件を満たす団体について大会参加を認める。

2 対象となる大会

- ① 山口県中学校選手権大会支部予選会（6月）
- ② 山口県中学校選手権大会（7月）
- ③ 中国中学校選手権大会（8月）
- ④ 全国中学校体育大会（8月）

3 申請から承諾までの流れ

- ① 上記大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録する。登録は各競技団体が定めている方法に従う。
- ② 県中体連事務局が定めた各様式等を記入し、全てデータで提出する。
- ③ 申請書類の受付期間

【令和5年度に承諾された団体が令和6年度I期も申請する場合】（更新）

- ・申請受付期間 令和6年2月19日（月）～2月23日（金）16：30

【令和6年度I期で新たに申請する団体】（新規）

- ・申請受付期間 令和6年2月26日（月）～3月1日（金）16：30
- ④ 県中体連事務局等が中心となり、大会参加の可否判断を行う。
大会参加の可否については、3月下旬までに文書で通知する。

4 その他

- ・競技ごとの参加要件は、別紙「令和6年度全国中学校体育大会地域クラブ活動の参加特例における競技部細則」で御確認ください。
- ・申請書等の関係資料は山口県中学校体育連盟のホームページに掲載しています。

〈山口県中学校体育連盟 事務局〉
〒753-0070 山口市白石2-7-1
TEL: 083-924-8997 FAX: 083-902-7007
E-mail: chutairen@yamaguchi.email.ne.jp

関係各位

山口県中学校体育連盟
会長 松野下真

山口県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等の参加資格について

「山口県中学校選手権大会要項作成基準・開催基準 8 参加資格」と「山口県中学校新人体育大会実施要項 10 その他」と「山口県中学校駅伝大会開催要項 6 参加資格」に下記を追加し、参加資格とする。

◎地域スポーツ団体等に所属する中学生

(1) 地域スポーツ団体等に所属し、山口県中学校体育連盟および山口県内各支部中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 山口県中学校選手権大会に参加を希望する地域スポーツ団体等は以下の条件を具備すること。

① 山口県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

ア 山口県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致している（山口県下の中学校等に在籍している生徒であること）。

ウ 地域スポーツ団体等にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、山口県下で適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で山口県中学校体育連盟主催大会参加希望申請書を提出し、承諾されていること。

※山口県中学校体育連盟主催大会への参加希望手続きは、所定の申請書・ヒアリング等を実施したうえで、大会参加の可否を判断する。

カ 山口県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等で同一大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。同一大会とは、支部の予選大会から県大会までの事である。

② 山口県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、地域スポーツ団体等においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

③ 参加を認めない場合

ア 大会参加の申請に際して、申請書に虚偽の記載があった場合には、大会参加資格を取り消す。大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこととする。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

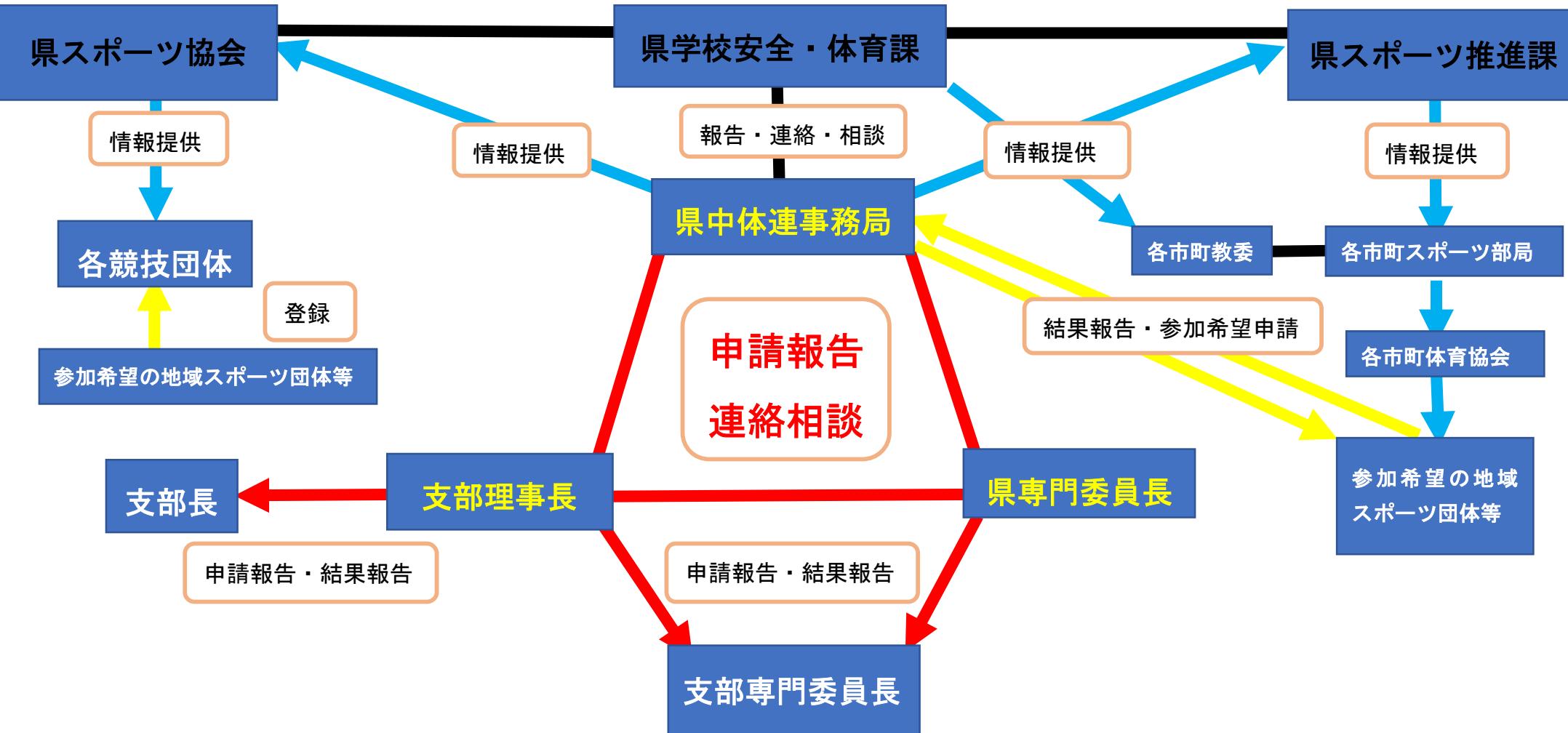
※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により（2）① 工修正。

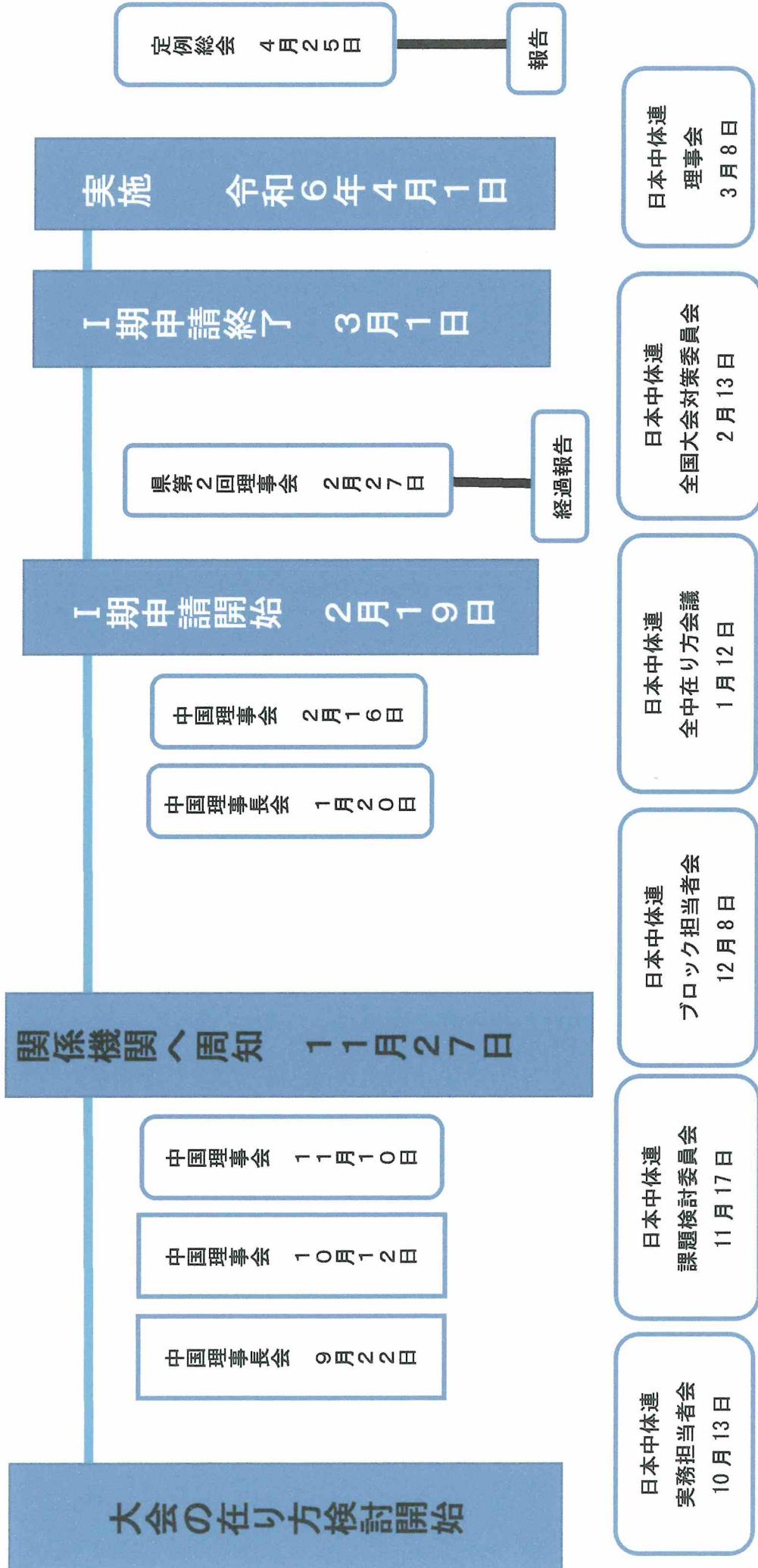
※5 （2）②イ（引率細則は適用する）削除

令和6年度 地域スポーツ団体等の大会参加希望申請から承諾までの流れ



- ① 県中体連事務局は地域スポーツ団体等の大会参加承諾までの流れについて、県学校安全・体育課と県スポーツ協会と県スポーツ推進課に周知する。
 - ② 中体連主催大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録する。
登録の方法は各競技団体の指示に従う。また、県中体連事務局へ県中体連が定めた各様式等をデータで提出する。各様式等は県中体連HPに掲載する。
 - ③ 県中体連事務局は提出データ等を集約し、該当する種目の県専門委員長と団体等が参加を希望している支部の理事長へ報告する。
 - ④ 報告を受けた県専門委員長は支部専門委員長へ、支部理事長は支部長へ報告する。
 - ⑤ 団体等の提出データの記載内容の確認は、県中体連事務局、県専門委員長、支部理事長で連携を図りながら進める。
 - ⑥ 大会参加の可否は、県中体連事務局から地域スポーツ団体等へ3月下旬までに連絡する。

令和6年度 地域スポーツ団体等参加特例実施までの流れ



※Ⅰ期対象大会は県選手権大会（支部予選を含む）、中国大会、全国大会

※Ⅱ期対象大会は県新人大会（支部予選を含む）、県駅伝大会、スキーデモ

※予定が変更となる場合があります。

令 5 日 中 体 発 3 0 5 号
令 和 5 年 1 1 月 2 0 日

都道府県中学校体育連盟会長様

(公財) 日本中学校体育連盟
会長 齊 藤 正 富
(公印省略)

令和 6 年度全国中学校体育大会夏季大会（16 競技）

地域クラブ活動の参加特例における各競技部細則（確定）

競 技 部	細 則
1 陸上競技（駅伝）	<p>特例の（3）として「全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則」及び（4）「全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則」を追加する。</p> <p>（3）全日本中学校陸上競技選手権大会参加の特例細則</p> <p>在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている地域クラブ活動の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県（※）より、標準記録突破指定大会、全日本中学校陸上競技選手権大会に、参加する（標準記録突破指定大会の参加資格は各都道府県中学校体育連盟が定める）。リレーは、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の種目（リレーを含む）に出場する場合、種目によって異なる所属から出場することはできない。</p> <p>（※）以下の2つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">① 「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合② 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。 <p>（4）全国中学校駅伝競走大会参加の特例細則</p> <p>在籍している学校の所属、または日本陸上競技連盟に登録をしている地域クラブ活動の所属のいずれかで参加できる。いずれの場合も、在籍している学校が所在する都道府県（※）より参加する。「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」又は登録メンバー全員が同一学校に在籍している場合に限り、地域クラブ活動の所属で参加することができる。複数の所属から出場することはできない。</p>

	<p>(※) 以下の 2 つの要件を満たす場合は、地域クラブ活動の登録所在地の都道府県より参加することができる。</p> <p>①「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動」に在籍している場合</p> <p>② 在籍している学校に希望する部活動がないこと等の場合において、都道府県中学校体育連盟が都道府県をまたいだ大会参加を認めている場合。</p>
2 水泳競技	<p>1. 地域クラブ活動からの参加要件</p> <p>(1) 地域クラブ活動が(公財)日本水泳連盟への団体登録が完了していること。また、同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること。 (都道府県中学校体育連盟への登録の方法および登録費は、それぞれの中体連の方針による)</p> <p>(2) 地域クラブ活動の登録所在地の都道府県から参加すること。できない場合は学校から参加すること。</p> <p>(3) 地域クラブ活動で全国中学校水泳競技大会につながる予選大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。</p> <p>(4) 全国中学校水泳競技大会につながる予選大会(郡市大会等も含む)の申込締切から本大会終了まで出場団体の変更はできない。</p> <p>(5) 全国中学校水泳競技大会の要項にしたがうこと。</p> <p>2. その他 在籍中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかは、生徒(選手)および保護者の意向を尊重すること。</p>
3 バスケットボール	<p>※この細則は、必要に応じて毎年修正・改良を行う事とする。</p> <p>令和 6 年度地域クラブ活動の出場に関しては、以下の場合の出場を認める。なお、団体が大会参加を希望する場合には、都道府県中学校体育連盟及び、都道府県中学校体育連盟バスケットボール部が条件を満たしているか協議のうえで参加を認める。</p> <p>【出場を認めるスポーツ団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域移行モデル地区や自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動 (※ 1) ・ 地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動 (※ 2) <p>※ 1 運動部活動の地域移行等に関する実践研究・実証事業の対象地区が該当する。ただし、地区は該当していてもバスケットボール部が対象になっていない地区は該当しない。これとは別に、各市区町村が主導で地域移行を進めている場合にも該当する。</p> <p>※ 2 単独校での活動が困難であるなどの理由で日常的に活動が持続されており、複数校の生徒が参加する形態で活動している団体を意味する。あくまで地域移行の受け皿が主目的の団体を対象としているため、学校単位での参加とし、複数校</p>

	から一部の選手のみ選抜された形での地域クラブ活動を意味するものではない。
4 サッカー	<p>①地域クラブ活動(運営団体・母体となるクラブ)としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと。(※クラブユース連盟に所属しているクラブ内からは、いずれのU-15チームおよびセカンドチームも出場できない)</p> <p>②学校団体ではない場合は、JFAへのチーム登録をしていること。</p> <p>③日本中体連が定める参加資格条件を満たすこと。</p>
5 ハンドボール	<p>1 都道府県中学校体育連盟に登録していること。(登録費については、各都道府県中学校体育連盟の判断による。)</p> <p>2 チーム・個人が日本ハンドボール協会に登録していること (各大会および予選大会(地区大会含む)への参加申し込み時にはチーム・選手共に登録が完了していること。二重登録は認めない。)</p> <p>3 参加地区は、日本ハンドボール協会への登録の際にチームの所在地を入力した場所とする。 (例)：代表者が神奈川県横浜市で登録するとチーム登録は横浜地区となる。</p> <p>4 チームは日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもとに適切に行われていること。また、指導者は(公財)日本ハンドボール協会の競技者及び役員倫理規定に基づく処分を受けていない者であることにする。</p> <p>5 スポーツ庁・各都道府県の自治体のガイドラインを遵守していること。 「2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進、3 適切な休養日の設定」を遵守。(平日の活動日数及び時間、土日の活動時間等はチーム所在地教育委員会のルールに準ずることなど)</p> <p>6 地域クラブ活動での出場は1チームのみとする。 (1団体から複数チームの参加は不可とする。)</p> <p>7 合同チームについては、日本中学校体育連盟の規定に準ずる。(令和4年改訂予定)</p> <p>8 日本協会が主催する全国クラブ大会および予選大会(地区大会含む)に参加した場合は中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会および予選大会(地区大会含む)への出場は認めない。</p> <p>9 クラブチームで各都道府県中学校体育連盟が主催する大会に出場する場合、必ず代表者は、生徒の所属する校長に参加することを連絡し、承諾をえること。(書面通知・書式の指定なし)</p> <p>10 引率は責任がある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなど、万全の事故対策を立てておくこと。(クラブに所属する生徒は怪我等があってもスポーツ振興センターの災害共済給付は適用されない)</p>

	<p>い。)</p> <p>11 都道府県における予選会（地区大会含む）となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。</p> <p>12 大会に（中学校体育連盟主催）参加した場合に守るべき条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県中学校体育連盟ハンドボール専門部の規則・運営方法に承諾した上ででの参加すること。 ・予選への参加のタイミング（地区・都道府県より）は各地区で異なるが、各都道府県中学校体育連盟のハンドボール専門部の規則・運営方法に準ずること。（大会参加打合せ等に必ず参加し状況に応じて大会運営にも協力すること） <p>13 移籍について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移籍に関しては、日本協会の規定に基づいて可能だが、全中及び全国クラブ大会およびそれぞれの予選大会（地区大会含む）にエントリーした時点で他方の大会への出場は認めない。 (例) 予選に負けた時点でチーム移籍した場合、チームでの活動は認めるが、移籍先のチームが勝ち上がっていても大会はエントリー不可であり出場は認めない。 <p>★ 上記の条件を満たさない、または参加条件に虚偽があった場合は参加を取り消す場合もある。</p> <p>★ この内規は、スポーツ庁、日本中体連、および日本ハンドボール協会より通達等があった際に、通達内容に合わせ加筆・修正・変更・見直しを行い、都度情宣する。</p> <p>★ チーム、選手の大会参加について疑義が生じた際は、日本中体連ハンドボール競技部において審議し、決定及び通達をする。</p>
6 軟式野球	<p>中体連主催の大会に参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。</p> <p>(1) 日本中体連が示した参加規定を遵守している。</p> <p>(2) 繙続的に活動し、都道府県軟式野球連盟に加盟している。</p> <p>(3) 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本スポーツ協会公認コーチ 1 (軟式野球) ② 日本スポーツ協会公認コーチ 3 (軟式野球) ③ BFJ 公認野球指導者基礎 I (U-15) <p>※ 監督の保有を必須とするが、保有していない場合は、コーチ（日常的に指導に関わり、メンバー登録される者）のうち最低 1 名の保有を必須とする。</p> <p>(4) 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。</p> <p>※ 審判員については、「一般財団法人全日本野球協会 アマチュア野球規則委員会公認 3 級審判員」以上の保有を必須とする。</p>
7 体操競技	<p>1 大会参加について</p> <p>(1) 団体・個人ともに参加を認める。ただし、団体での参加の場</p>

	<p>合は団体選手の全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」又は同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(2) 予選大会への参加は、地域クラブ活動の都道府県中体連登録住所、および都道府県体操協会加盟住所からの参加を認める。</p> <p>(3) 都道府県大会までの予選大会の方法については、参加団体と個人の人数の都合など都道府県の実態に応じて行う。例えば次の方法が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①方法1：市区町村予選大会から学校登録生徒と一緒に参加する ②方法2：県大会に学校と地域スポーツ団体等の出場枠を設け、別々に予選を実施して県大会を行う。 <p>(4) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①都道府県にブロック大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域クラブ活動登録団体から補充する。 1枠の都道府県については優勝団体とする。 ②ブロックに全国大会団体出場枠が複数与えられている場合、少なくとも1枠は学校登録団体とする。学校登録団体がない場合には地域スポーツ団体等登録団体から補充する。1枠のブロックについては優勝団体とする。 <p>(5) 地域クラブ活動が団体として大会参加をする場合、クラブに所属していない同一校の他の生徒が学校団体として団体を組み大会に参加することはできる。ただし、同一校生徒により構成された2つの団体のうち上位団体のみがブロック大会に進むことができる。</p> <p>2 都道府県中体連登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県体操協会に加盟していることを条件とし、都道府県中体連への登録を行う。登録については都道府県中体連の登録要項に従う。 (2) 登録は、地域クラブ活動の所在地で行う。加盟する体操協会と同一都道府県とする。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようにする。 (2) 都道府県の予選会となる全ての大会において、大会準備・大会運営・審判業務に役員として協力しなければならない。要請がある場合は会議等にも参加する。また、中体連体操専門部員に準じる役職に就くこともあり得る。 (3) 全ての大会において中体連体操専門部の規則、運営方針を尊重し、指示に従うこと。 (4) 予選大会を含む全ての大会において、参加条件・申請内容に
--	---

	<p>虚偽が判明した場合には参加を認めない。</p> <p>(5) 都道府県中体連登録以降に転校や地域クラブ活動を移籍する場合、予選大会で上位大会への参加権を獲得していない生徒は、転校先や移籍先からの大会参加は認めない。また、権利を得ている生徒については個人としての参加を認める。ただし、当該生徒の予選大会での得点が個人での予選通過得点を下回る場合には、参加は認められない。</p> <p>(6) 転校や地域クラブ活動移籍後の大会参加について、全国大会終了後に関しては都道府県中体連体操専門部の判断に委ねる。</p> <p>(7) 一緒に活動する団体を複数の地域クラブ活動として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(8) 複数の地域クラブ活動が一つの団体として都道府県中体連に登録することはできない。</p> <p>(9) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に報告をすること。都道府県中体連から指示がない場合には、書面で通知する（書式任意）。</p> <p>(10) 体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。</p>
8 新体操	<p>地域クラブ活動より全国中学校体育大会を含む予選大会に出場する場合は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については都道府県中体連の開催基準に従うこととする。</p> <p>(1) 日本中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。</p> <p>(2) 繙続的に活動し、日本体協協会の所属団体及び指導者の登録をしている。</p> <p>(3) 予選大会は地域クラブ活動の都道府県中体連および都道府県体操協会の登録住所からの参加を認める。</p> <p>※ 所属団体の所在地と登録する都道府県は同じであることとする。</p> <p>(4) 予選大会は選手の所属学校または選手の所属する地域クラブ活動の都道府県から出場できる。重複して異なる地域からの出場は認めない。地域クラブ活動の場合は、加盟した都道府県より出場できる。</p> <p>(5) 予選大会のエントリーは監督及び選手は一人につき一所所属とする。</p> <p>※1 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。</p> <p>※2 予選大会の監督は上記（2）の登録を済ませている者で、他の所属の監督としては予選大会に参加できない。</p> <p>(6) 令和6年度の団体選手は全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域移行クラブ活動」、「地域移行の受け皿となっているスポーツ団体等」又は同一学校に在籍していることを条件とする。</p> <p>(7) 団体の出場については、各所属から1チームのみとする。同</p>

	<p>一中学校からの部活動とクラブチームの2チーム出場は、同じ学校から2チームとみなすことができるため出場は不可とする。</p> <p>(8) 地域クラブ活動の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。</p> <p>(9) 予選大会において、参加条件、申請内容等に虚偽があった判明した場合には参加を認めない。</p>
9 バレーボール	<p>[1] 全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> Ⓐ各都道府県中学校体育連盟に登録された、公私立中学校バレーボール部。 Ⓑ各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会で取り決めたルールに従って編成された公私立中学校バレーボール合同チーム。 Ⓒ地域クラブ活動 <p>※中学校の部活動チームが大会に参加する場合、その中学校の生徒のみで編成された地域クラブ活動の参加は認めない。</p> <p>[2] 地域クラブ活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～⑨の全ての条件を満たすこと ①（公財）日本中学校体育連盟からの発信『令和5年度からの全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加条件について「全国中学校体育大会開催基準 9引率監督 参加資格の特例」』に記載されている内容を網羅していること。 ② JVA-MRS のチーム登録が完了していること。 ③ 所在地が明確であること。 ④ 募集要項やホームページ等で公募していること。 ⑤ 年間を通じて、日常持続的(週単位)に練習している場所と所在地が一致していること。資格を有する者が指導に当たっていること。 <p>※但し、～2025年令和7年3月31日までの期間は資格取得期間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ JSPO 公認の指導者成人の指導者が常時指導に当たっていること。 ⑦ チームや団体として規約があること。 ⑧ JVA-MRS の個人登録が完了していること。 ⑨ 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。 <p>[3] 地域クラブ活動の大会参加にむけての中学校体育連盟登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 登録…各自治体によって中学校体育連盟の登録窓口が異なるので確認のこと。 ○各都道府県中学校体育連盟 または ○各都道府県中学校体連バレーボール専門部（地区によっては専門部ではなく競技部という名称）

	<p>② 認定方法…下記の2点を基本とし審査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JVA-MRS でのチーム登録 ○ 各都道府県からの様式による「登録申込書」の提出 <p>③ 申込期間…各都道府県中学校体育連盟もしくは中学校体育連盟バレー部専門部が設定した期間とする。</p> <p>※更新期間は各都道府県の実情により異なり、毎年更新するので確認すること。</p> <p>[4] 大会出場について</p> <p>① 全ての選手・スタッフは、各都道府県大会予選より全国大会まで、一人同一のチームの登録とし、複数のチームから出場することはできない。</p> <p>※これに違反した場合は、「当該選手・スタッフは次年度の大会参加は不可」・「本大会の結果を全て無効する」等の罰則が発生する。</p> <p>② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。 ○○A・○○Bは認めない。</p> <p>[5] 大会運営について</p> <p>参加する地域クラブ活動から、必ず大会の運営役員を選出すること。今後、各都道府県中学校体育連盟バレー部専門部内での役職（総務・競技・審判・強化・普及委員会等）に地域スポーツ団体の指導者にも就いていただき、専門部の運営をしていくことになる。</p> <p>[6] 選手の移籍について</p> <p>① 公私立中学校については、転校により移籍とする。</p> <p>② 地域クラブ活動については、各都道府県が設定した期間の登録申請後の移籍は認めない。但し、一家移転など、やむを得ない場合は、地域スポーツ団体については認定者の認定があればこの限りではない。</p> <p>[7] その他</p> <p>※ 都道府県バレー部専門部ごとに、大会参加に関する細則を加えることができる。</p>
10 ソフトテニス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「全国中学校体育大会」における「参加資格の特例」の内容を満たすこと。 2. 中体連の活動や本大会の目的を踏まえ、勝利至上主義の活動・参加とならないように十分に留意すること。 3. 参加する地域クラブ活動においては、本大会に出場するために設立されたものではなく、「地域」における継続的なスポーツ活動を確保しようとする目的のものであること。 4. 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチ1」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。（ただし、当該年度は取得中の者でも可とする） 5. 本細則に加えて、各ブロックや都道府県で細則を付け加えることができる。 <p>附則 この細則は、令和6年度から適用する。</p>

11 卓球	<p>1. 地域クラブ活動の参加規定</p> <p>(1) 地域クラブ活動の構成員は代表者、事務担当者、指導者、所属中学生とする。所属中学生以外は20歳以上の成人とする。</p> <p>(2) 大会への参加を希望する地域クラブ活動は都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>(3) 地域クラブ活動の指導者は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（卓球公認コーチ1以上）を取得していること（令和6年度末までに取得し、資格取得者が必ず1名は在籍していること）</p> <p>(4) 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は日本卓球協会、各都道府県卓球連盟、各都道府県中体連の登録及び年会費の支払いを行うこと。</p> <p>(5) 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録できない。</p> <p>(6) 団体戦に参加できる地域クラブ活動は、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」又は「地域移行の受け皿となっている地域クラブ活動等」とする。ただし個人戦のみに参加を希望する地域クラブ活動に関しては地域移行の証明を求めない。地域移行されたスポーツクラブかどうかの判断は都道府県中体連に任せる。（令和5年度からの措置）</p> <p>2. ブロック大会、都道府県大会、地区予選会の参加申し込みの要件</p> <p>(1) 各都道府県体育連盟の判断に任せる。</p> <p>3. 全国中学校卓球大会参加申し込みの要件</p> <p>(1) 監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）は当該地域クラブ活動の構成員とする。</p> <p>(2) 当該地域クラブ活動の構成員が全国大会に出場する際、重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・指導者（コーチ）・選手（中学生）になることはできない。</p>
12 バドミントン	<p>(3) 日本中学校体育連盟バドミントン競技部『地域クラブ活動の参加細則』</p> <p>① 参加を認める種目</p> <p>ア 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。</p> <p>イ シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。</p> <p>② 地域クラブ活動の要件</p> <p>ア 地域クラブ活動の構成員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・都道府県協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。</p> <p>イ 大会への参加を希望する地域クラブ活動は、都道府県中体連が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。</p> <p>ウ 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに都道府県中体連に届けを提出すること。</p> <p>エ 1つの活動母体から登録できるのは1チームのみとする。</p> <p>③ 地域クラブ活動の構成員</p>

	<p>ア 所属中学生</p> <p>(ア) 当該年度の夏季全国大会出場につながる大会（地区大会、都道府県大会、ブロック大会等）に出場できるのは、一人1回のみである。</p> <p>(イ) 登録している地域クラブ活動から出場するか所属校から出場するかを選択する。</p> <p>(ウ) 所属校のある都道府県と異なる都道府県にある地域クラブ活動から出場することは可能である。</p> <p>(エ) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。</p> <p>イ 指導者を除く地域クラブ活動の構成員は、他の地域クラブ活動に重複して登録はできない。</p> <p>(ア) 一大会（地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）において重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）として登録することはできない。</p> <p>(イ) 指導者は複数の地域クラブ活動に登録が可能なため、一大会（地区予選会と都道府県大会はそれぞれ一大会とする）ごとに、登録済みの他の地域クラブ活動や学校の監督・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）としての登録は可能である。</p> <p>ウ 中学校の教職員が、地域クラブ活動の構成員（代表者・管理者・指導者）になることは可能である。</p> <p>④協会登録について</p> <p>ア 大会への参加を希望する地域クラブ活動の構成員は、日本バドミントン協会・都道府県協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。</p> <p>イ 協会登録の際の注意点</p> <p>(ア) 「団体登録申請書」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける ・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける <p>(イ) 協会登録する際に、地域クラブ活動に登録できるのは中学生のみのため、当該地域クラブ活動の代表者・事務担当者は、重複して他の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。</p> <p>(ウ) 指導者は、複数の地域クラブ活動において、「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。</p> <p>⑤ 『指導資格を有する指導者』の資格要件について</p> <p>ア 地域クラブ活動の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都道府県の審判講習会に参加すること）</p> <p>イ 令和7年度末までに日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）資格所持者が最低1名は所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期間で取得が困難な場合は、団体登録後3年内に取得することを可とする。 ・コーチングアシスタント、スポーツリーダー、スタートコーチ、他競技の指導者資格、スポーツ少年団スタートコーチも含む。 <p>⑥ ブロック大会・都道府県大会・地区予選会の参加申込の際の要件</p> <p>ア 各主催中学校体育連盟の判断に委ねる。</p> <p>⑦ 全国大会参加申込の際の要件</p>
--	---

	<p>ア 監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）は、当該地域クラブ活動の構成員（代表者・事務担当者・指導者・所属中学生）とする。</p> <p>イ 当該地域クラブ活動の構成員（代表者・事務担当者・指導者）が、全国大会に出場する際、重複して他の地域クラブ活動や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、個人戦入場許可申請者（成人）になることはできない。</p>
13 ソフトボール	<p>地域クラブ活動の参加は、都道府県大会からとする。</p> <p>また、中体連登録及び日本ソフトボール協会のチーム登録をしていることとする。</p> <p>1 全国大会の出場枠数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国大会への出場に関しては、当面の間、従前の各ブロック出場枠内からの出場とする。今後、日本中体連の「全国大会のあり方の指針」や「参加動向」を踏まえながら日本中体連ソフトボール競技部において検討する。 <p>2 地域クラブ活動の出場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の出場は、各都道府県大会からの出場となるが、実情に応じて、下部大会からの参加を、主催中体連が検討することは差し支えない。 ・都道府県大会における、地域クラブ活動の出場枠数や出場チーム決定方法については、各都道府県の実態に応じて、各都道府県中体連ソフトボール専門委員会で協議し、各都道府県中体連が決定する。 <p>3 地域クラブ活動の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校部活動から移行した地域部活動」や「休日と平日の扱いが異なるチーム」等については、その事業主体・実施主体や活動状況を各都道府県中体連（専門委員会）が判断し、学校部活動として扱うこともできるものとする。その場合は、構成が中体連の学校部活動の合同規程もしくは拠点校部活動の要件（令和5年2月17日付 日本中体連発出）を満たしていること。 ・「地域クラブ活動」の都道府県以下の予選からの出場について、各都道府県中体連（専門委員会）は把握しておくこと（敗退時は、上位大会には出場できない）。 <p>4 チーム登録について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予選段階で敗退した選手が別のチームで再出場することはできない。「地域クラブ活動」に所属している選手が在籍の学校部活動のチームの選手として出場する際には、予選会から当該チームのみの出場であることを、各予選会のプログラムや参加申込み書等所属のわかるもので、開催実行委員会または競技委員が確認する。（各都道府県中体連もしくは各都道府県中体連専門委員会として個人名登録のあり方についても検討されたい。） ・同一大会で複数のチームの監督・コーチ・引率者等を務

	<p>めることはできない。 令和6年4月1日 適用</p>
14 柔道	<p>1 公益財団法人日本中学校体育連盟（以下、中体連）が定めた「全国中学校体育大会開催基準 9 引率監督 参加資格の特例」に記載されている通りの手続きを行い、遵守する。</p> <p>2 全国中学校柔道大会（以下、全中大会）や各ブロック及び各都道府県中学校体育連盟柔道 競技（専門）部（以下地区中体連）主催大会における地域クラブ活動の参加資格特例 条件を次の通りとする。</p> <p>(1) 各都道府県柔道連盟（協会）を通して全柔連に加盟、登録を済ませている。加盟、登録上、届け出をしている所在地の都道府県で参加することができる。</p> <p>① チームとして「団体登録」を済ませている → 団体戦に出場可</p> <p>② 競技者として「競技者登録」を済ませている → 個人戦に出場可</p> <p>③ 同一年度中は、最初に参加した所属チームからの変更は認めない。</p> <p>※ 中学校部活動の場合、転校等による所属の変更について、一部、参加制限がある。</p> <p>(2) 大会の引率、監督、帶同コーチは、全中大会、地区中体連主催大会において全柔連公認指導者資格を有していなければならない。</p> <p>(3) 柔道修業期間を6ヵ月以上経過した中学生のみ、大会に参加することができる。</p> <p>3 大会の引率、監督権を有している地域 地域クラブ活動の指導者は、大会参加にあたり、各地区中体連が主催する説明会や研修会等に、必ず出席しなければならない。</p> <p>4 大会参加にあたり、上記参加資格特例条件に対して虚偽、違反、逸脱行為が発覚した場合は、同一年度の地域クラブ活動の大会参加資格を取り消し、チーム及び該当所属選手ともに令和6年度内の参加を認めない。</p>
15 剣道	<p>1 地域クラブ活動の参加について以下の細則を設ける。</p> <p>(1) （公財）日本中学校体育連盟「参加資格の特例」を遵守していること。</p> <p>(2) 都道府県中体連に登録し、参加を認められていること。</p> <p>① 団体戦については、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は「地域移行の受け皿となっているクラブ活動」とする。</p> <p>② 個人戦については、所属するスポーツ団体からの参加とする。</p> <p>③ 参加の許可については、都道府県中体連及び都道府県中体連剣道専門部が確認（団体戦については、自治体、教育委員会等から地域移行と認定された団体であること）を行い判断</p>

	<p>する。</p> <p>(3) 所属する地域クラブ活動が登録する所在地の地区中体連の予選会から参加する。</p> <p>(4) 監督は、地域クラブ活動の指導者とする。</p> <p>(5) 年度当初に所属中学校もしくは地域クラブ活動のどちらから参加するかを申告する。期間は1年とし、毎年更新する。年度途中で変更することは認めない。</p> <p>(6) 3年間同一団体から出場することが望ましい。</p> <p>(7) 団体戦・個人戦ともに同一団体からの出場とする。(例えば、団体戦は学校から、個人戦は地域クラブ活動からという参加は認めない。)</p> <p>(8) 団体戦・個人戦ともに1人1回のみの参加とする。</p> <p>(9) 地域クラブ活動からの出場は、団体戦については1団体1チームのみとし、同一団体から複数チームの参加はできない。個人戦の1団体の出場枠は各大会の規定による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 上記細則は、令和6年度の規程とし、以降修正を加えることができる。</p>
16 相撲	<p>1 【参加条件】</p> <p>地域クラブ活動からの参加について以下の条件の下、地域クラブ活動からの参加を認める。</p> <p>① 地域クラブ活動においては日本中体連発出の「全国中学校体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例（改定案）」【令4日中体初第309号 令和4年11月14日】を厳守する</p> <p>② 参加資格特例②(2)①オ【当該協議を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること（登録費については、都道府県中体連の方針による）】を厳守する。</p> <p>③ 地域クラブ活動から出場する場合は地域クラブ活動が設置されている都道府県からの参加とする。（できない場合は学校からの参加となる【注意事項※1・※2参照】）</p> <p>④ 地域クラブ活動から団体に出場した場合は個人も地域クラブ活動の地区（都道府県）から参加とする。（逆も同様）</p> <p>⑤ 地域クラブ活動からの参加については引率及び監督を以下のようにする。</p> <p>(1) 地域クラブ活動から参加する場合は、地域クラブ活動の責任者の印をもって学校長の公印に替える。</p> <p>(2) 監督は地域クラブ活動の責任者が命じた指導者として責任者の押印をする。</p> <p>(3) 引率の際は指導者（監督）、保護者が責任をもって引率をする。</p> <p>⑥ 運営側は中学校部活動からのエントリーか地域スポーツ団体等からのエントリーか、移籍や二重登録の有無を確認し不正があれば再提出を求める。</p> <p>2 【注意事項】</p>

	<p>※1 他県の地域クラブ活動に通っている場合で、在籍する中学校のある都道府県中体連が他県の大会への出場を認めている場合や、受け入れる都道府県中体連が他県からの参加を認めている場合は、地域クラブ活動から他県の予選に出場できる（団体・個人とも）。ただし、地域クラブ活動のチームでA県から出場し、個人で地元B県から出場することはできない。私立中学校からのエントリーと同様に扱う。また逆もできない。また、地域クラブ活動から出場する場合、地域クラブ活動からも中体連登録と相撲連盟登録を行う。</p> <p>※2 ※1の通り、他県の地域クラブ活動から他県の大会に出場できる場合、</p> <p>(ア) 所属する地域クラブ活動がその県の中体連にクラブの登録を行っていること。</p> <p>【参加条件②】</p> <p>(イ) 地域クラブ活動から出場する選手を明確にしておくこと。（以下※5に補足）(ア)(イ)をもって、他県の選手も含め中体連登録が済んでいるとみなす。</p> <p>※3 地域クラブ活動から出場する場合は（公財）日本相撲連盟に会員登録をし、エントリーの際に登録番号と在籍校名を記入する。</p> <p>※4 地域クラブ活動からエントリーの場合も所属学校名は併記する。</p>
--	---

17スキー～19アイスホッケーは、5年度大会期間中の競技部会で検討する。

令和5（2023）年11月9日

中国各県中学校体育連盟会長様

中国中学校体育連盟
会長 村井 康敏
(公印省略)

令和6年度中国中学校選手権大会 地域クラブ活動の参加特例におけるテニス専門部細則

テニスについては全国中学校体育大会の開催競技ではないため、中国中学校選手権大会における地域クラブ活動の参加特例における細則を個別に設ける。細則は以下の通りとする。

記

I テニス細則について

参加を希望する地域クラブ活動は、以下の条件を満たしていること。また、各予選会の実施方法、参加方法については各県中体連の開催規準に従うこと。

- ① 中国中体連が示した「中国中学校選手権大会への地域クラブ活動の参加資格について」を遵守している。
- ② 繙続的に活動し、各県のテニス協会に加盟している。また、本大会に出場する場合は各県のテニス協会に登録している所属先で出場すること。
- ③ 指導者は以下に示すいずれかの資格を保有している。
 - ・日本スポーツ協会公認コーチⅠ以上（テニス）
 - ・日本プロテニス協会が認定する「インストラクター」以上

※監督の保有を必須とするが、保有していない場合には、代表者、コーチのうち最低1名の保有を必須とする。
- ④ 資格取得期間は以下の通りとする。
 - ・令和5年度に各県中体連に登録し承認された団体は、令和7年（2025）年3月31日まで
 - ・令和6年度に各県中体連に登録しようとする団体は、令和8年（2026）年3月31日まで
- ⑤ 大会運営、審判員派遣の依頼に対応できる人員を確保している。

<中国中学校体育連盟 事務局>

〒732-0052

広島市東区光町二丁目15番8号

事務局携帯：080-1938-9986

E-mail：hiroshima.jpa@gmail.com